7　異工種建設工事共同企業体としての資格及びその審査

「競争参加者の資格に関する公示」（平成26年10月１日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「平成26年10月１日付け公示」という。）５（建設工事）の①から⑥までに該当する者を構成員に含む異工種建設工事共同企業体及び次に掲げる条件を満たさない異工種建設工事共同企業体については、異工種建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。それ以外の異工種建設工事共同企業体については、平成26年10月１日付け公示６（建設工事）の⑴に掲げる客観的事項（共通事項）の項目及び⑵に掲げる主観的事項（特別事項）の項について総合点数を付与して特定建設工事共同企業体としての資格があると認定する。

⑴　異工種建設工事共同企業体の構成　異工種建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす者２又は３社の組合せとする。

①　異工種ＪＶの構成については、橋梁上部工と橋梁下部工の施工を２社又は３社による組み合わせとし、下記㋐及び㋑の条件を満たす者とする。

㋐　橋梁上部工事の施工を担当する構成員は、九州地方整備局における「プレストレスト・コンクリート工事」に係る一般競争参加資格の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）

㋑　橋梁下部工の施工を担当する構成員は、九州地方整備局における「一般土木工事」に係る一般競争参加資格の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

②　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記①の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

③　当該競争参加資格に係る申請の期限の日から開札の時までの期間に、九州地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑵　構成員の技術的要件　異工種建設工事共同企業体の構成員は、平成28年11月４日において次の条件を満たすものとする。

①　異工種建設工事共同企業体のすべての構成員は、平成13年度以降に、元請けとして次に掲げる要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）

①―１　異工種ＪＶの橋梁上部工を施工する者

㋐　道路橋（Ａ活荷重又はＴＬ－20以上）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）であること。

㋑　橋梁型式がラーメンまたはアーチ型式のＰＣ橋であること。

㋒　最大支間長が85m以上であること。

㋓　架設工法が固定支保工以外の架設工法であること。

㋐～㋓について同一工事とする。

①―２　異工種ＪＶの橋梁下部工を施工する者

㋔　基礎形式が深礎杭で杭径が４m以上の施工実績を有すること。

㋕　鉄筋コンクリート構造の橋台又は橋脚で、躯体高さ（フーチング下端から橋脚の天端（上端）までの高さ）30m以上の工事の施工実績を有すること。（歩道橋及びフーチングのみの場合は除く）

㋔～㋕について同一工事とする。

なお、当該実績が地方整備局が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書の評定点が65点未満であるもの又は工事成績評定の通知を受けていないものを除く。

②　建設業法（昭和24年法律第100号）の土木工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

③　建設業法の土木工事業に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

⑶　代表者要件　異工種建設工事共同企業体の代表者は、構成員において決定されてたものとする。

⑷　異工種建設工事共同企業体の協定　異工種建設工事共同企業体の協定書は、「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」（昭和53年11月１日付け建設省計振第69号）の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（回答）」（昭和53年11月１日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書（乙）」を準用するものとする。

8　一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む異工種建設工事共同企業体の取扱い

上記７⑴①の認定（上記７⑴①の再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む異工種建設工事共同企業体も上記５及び６により申請をすることができる。この場合において、異工種建設工事共同企業体としての資格が認定されるためには、上記７⑴①の認定を受けていない構成員が上記７⑴①の認定を受けることが必要である。また、この場合において、当該工事に係る開札の時までに異工種建設工事共同企業体としての資格の審査が終了しない場合は、競争に参加できないことがある。

9　資格審査結果の通知

「一般競争参加資格確認通知書」により通知する。

10　資格の有効期間

特定建設工事共同企業体としての資格の認定の日から当該工事の完成する日までとする。

11　その他

⑴　異工種建設工事共同企業体の名称は、「熊本325号災害復旧　阿蘇大橋上下部工事○○・○○異工種建設工事共同企業体」とする。

⑵　当該工事にかかる競争に異工種建設工事共同企業体として参加するためには、開札の時において、異工種建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加者資格の確認及び一次審査結果の通知を受けていなければならない。

競争参加者の資格に関する公示

「熊本325号災害復旧　阿蘇大橋上下部工事」に係る地域維持型建設共同企業体としての競争参加者の資格（以下「地域維持型建設共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成 28 年 10 月 18 日

九州地方整備局長　小平田浩司

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　40

1　工事名　熊本325号災害復旧　阿蘇大橋上下部工事

2　工事場所　熊本県阿蘇郡南阿蘇村地先

3　工事内容

１）橋梁形式：ＰＣ３径間連続ラーメン箱桁橋
橋長：Ｌ＝345.0m
架設工法：片持架設工法
最大支間長：Ｌ＝165.0m
下部工構造：ＰＲ１橋脚：躯体高Ｈ＝45.5m、大口径深礎工φ11m、杭長Ｌ＝23m
ＰＲ２橋脚：躯体高Ｈ＝95.0m、大口径深礎工φ16m、杭長Ｌ＝28m　ＰＲ３橋脚：躯体高Ｈ＝75.0m、大口径深礎工φ15m、杭長Ｌ＝19m　Ａ２橋台：躯体高Ｈ＝10.5m、場所打ち杭工φ1.5m、杭長Ｌ＝12m
仮設工：作業構台工１式

4　予定工期

契約締結の翌日から平成32年９月30日まで